

《「第一期中期目標期間業務実績に関する評価結果」とは》

1 中期目標期間評価について

地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第30条の規定に従い、中期目標期間における業務実績について評価委員会の評価を受けなければならない。一方、評価委員会には、当該期間における中期目標の達成状況を調査・分析し、その結果を考慮して当該中期目標期間の業務実績全体について総合的な評価を行うことが義務付けられている。

さらに公立大学法人の場合は、特例により中期目標期間が6年間とされている（法第78条）ほか、中期目標期間の業務実績評価にあたっては、学校教育法に基づく認証評価機関が行う教育及び研究の状況についての専門的な評価を踏まえることとされている（法第79条）。

この評価は、名古屋市公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）が、以上の法手続きに従って、公立大学法人名古屋市立大学（以下「法人」という。）の第一期中期目標期間（平成18年度～23年度）の業務実績について行った中期目標期間評価である。

2 評価の方法について

この評価にあたっては、委員会が平成19年1月30日に策定した「公立大学法人名古屋市立大学の業務実績に関する評価指針」及び平成24年2月13日に策定した「公立大学法人名古屋市立大学の中期目標期間評価実施要領」に基づき、以下の方法で行った。

- ① 評価は「全体評価」と「項目別評価」により行った。
- ② 「全体評価」は、「項目別評価」の結果を踏まえて法人が総括的に行った自己評価をもとに、中期目標の達成状況全体について記述式により評価を行った。なお、教育及び研究の状況については、認証評価機関の評価を踏まえている。
- ③ 「項目別評価」は、まず法人において中期計画の各小項目の実施状況等を踏まえ、基準に従って大項目ごとにS～Dの5段階の自己評価を行い、その自己評価結果などを総合的に判断して、基準を目安に大項目ごとにS～Dの5段階で評価を行った。

なお、大項目の区分及び大項目評価の基準については、次のとおりである。

(大項目の区分)

大 項 目 名	
I 質の向上に関する項目 大学の教育研究等の項目	第1 教育に関する項目
	第2 研究に関する項目
	第3 社会貢献等に関する項目
	第4 国際交流に関する項目
	第5 附属病院に関する項目
	第6 情報システムの改善に関する項目
II	業務運営の改善及び効率化に関する項目
III	財務内容の改善に関する項目
IV	自己点検・評価、情報の提供等に関する項目
V	その他の業務運営に関する項目

(大項目評価の基準) ※

S : 中期目標期間の達成状況が極めて良好である (特筆すべき成果を挙げている場合)
A : 中期目標期間の達成状況が良好である (中期計画の小項目の内容をすべて達成している場合)
B : 中期目標期間の達成状況が概ね良好である (中期計画の小項目の内容の達成状況が9割以上の場合)
C : 中期目標期間の達成状況がやや不十分である (中期計画の小項目の内容の達成状況が9割未満の場合)
D : 中期目標期間の達成状況が不十分である (中期計画の小項目の内容をほとんど達成できていない場合)

※ 委員会の評価にあたっては、この基準を目安とし、最終的な決定は委員会の総合的な判断に拠る。

3 評価結果の記述について

評価結果の記述は、基本的に以下の考え方に基づいて行った。

(1) 全体評価

○ 委員会評価

項目別評価の結果及び法人の自己評価結果を踏まえ、また教育及び研究の状況については認証評価機関の評価結果を踏まえて、総括的に評価結果と判断理由を記述する。

○ 法人による総括

i 項目別評価結果を踏まえた総括

中期計画の大項目全10項目の自己評価結果を踏まえ、中期目標全体に対する達成状況を記述式で総括的に自己評価する。

ii 基本理念の具現化に向けて行った主な活動の実績

中期目標前文に掲げた2大基本理念である「市民の健康と福祉の向上に貢献する大学」及び「環境問題の解決に挑戦し、貢献する大学」を具現化するために期間中に行った主な活動実績を記述する。

iii 重点的な取り組み及び特筆すべき取り組み

項目別評価において報告した取り組みのうち、法人が特に重点的に取り組んだ事項及び特筆すべき状況にある事項を記述する。

iv 目標に対して未達成の取り組みと今後の対応

項目別評価において未達成の取り組みと報告した事項について、その内容を今後の対応策とあわせて記述する。

(2) 項目別評価

「評価結果」・・・ 法人の自己評価結果や重点的な取り組み及び特筆すべき取り組みの記述内容等を総合的に判断して、S～Dの5段階によって評価を決定する。

「自己評価」・・・ 中期計画の各小項目の実施状況や各年度評価結果などを踏まえ、S～Dの5段階によって自己評価する。

○ 法人による総括

【i 自己評価の根拠】

「自己評価」欄で評価を決定した根拠を記述する。

【ii 重点的な取り組み及び特筆すべき取り組み】

期間中の活動のうち、重点的に取り組んだ事項及び特筆すべき状況にある事項を記述する。

【iii 目標に対して不十分な取り組み及び未達成の取り組み】

期間中の活動の結果、十分な成果を挙げられなかった取り組み及び目標を達成できなかった取り組みを記述する。

【iv 評価委員会からの指摘への対応状況】

これまでの年度評価結果における委員会からの指摘のうち、年度評価結果では対応の報告が完了していない事項への対応状況を記述する。

【v 認証評価における改善指摘への対応状況】

教育及び研究に関する項目については、平成22年度に法人が受審した認証評価機関の評価において改善を要すると指摘された事項への対応状況を記述する。

○ 委員会評価

評価結果が法人の自己評価と異なる場合に、その判断理由を記述する。

特に高く評価すべき取り組みなど、委員会として特筆すべき事項について適宜記述する。

(3) 項目別の取り組み実績の報告

中期計画の各小項目の達成状況について、各年度の業務実績報告に基づいて、下記の要領で、大項目別に取り組み実績を報告する。

- ① 取り組み実績については、各年度の業務実績報告書に基づいて中期計画の達成状況を判定し、達成したと判断する該当年度の欄に「★」を表記する。
- ② 小項目の取り組み実績のうち、学部・研究科ごとの取り組み実績を報告している場合は、達成したと判断する該当年度の欄に「☆」を表記する。
- ③ 達成後も引き続き法人としての取り組みを業務実績として報告している場合は、該当年度に「→」を表記する。
- ④ 23年度の欄については、23年度の年度計画に関する業務実績報告書との関わりを明確にするため、小項目のうち23年度の年度計画掲載項目について該当する年度計画の番号をNo. 欄に記入する。
- ⑤ 各取り組み実績における達成内容や特筆すべき取り組み内容について、特記事項欄に簡潔明瞭に記載する。
- ⑥ 数値目標を掲げた業務の実績については、表又はグラフを用いて期間中の推移を分かりやすく説明する。

(様式例)

中期目標	中期計画	取り組み実績								
		18	19	20	21	22	23	No	特記事項	

4 評価結果の構成について

項 目		本編の該当 ページ
1	全体評価（全体的な状況）	1
	○ 委員会評価	1
	○ 法人による総括	1
2	項目別評価	5
	I 大学の教育研究等の質の向上に関する項目	5
	第1 教育に関する項目	5
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	5
	取り組み実績の報告	10
	第2 研究に関する項目	23
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	23
	取り組み実績の報告	26
	第3 社会貢献等に関する項目	32
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	32
	取り組み実績の報告	34
	第4 国際交流に関する項目	39
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	39
	取り組み実績の報告	41
	第5 附属病院に関する項目	43
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	43
	取り組み実績の報告	47
	第6 情報システムの改善に関する項目	52
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	52
	取り組み実績の報告	54

項 目		本編の該当 ページ
II	業務運営の改善及び効率化に関する項目	56
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	56
	取り組み実績の報告	59
III	財務内容の改善に関する項目	64
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	64
	取り組み実績の報告	66
IV	自己点検・評価、情報の提供等に関する項目	72
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	72
	取り組み実績の報告	74
V	その他の業務運営に関する項目	76
	○ 法人による総括／○ 委員会評価	76
	取り組み実績の報告	78

【委員名簿】

氏 名	役 職 等
森 正夫 ☆	名古屋大学名誉教授
杉浦 康夫	愛知県心身障害者コロニー 総長
佐々 和夫	(株) 三菱東京UFJ銀行 顧問
五島 敦子	南山大学短期大学部 教授
柘植 里恵	公認会計士

☆委員長